

資料

国家公務員共済組合連合会(KKR)の 積立金の管理運用

令和6年3月26日

財務省

(国家公務員共済組合法第1条)

- 国家公務員共済組合は、国家公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害、死亡、被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的として設立。
- 国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的。

国家公務員共済組合制度

短期給付

本人及び被扶養者に対する給付

- 療養の給付
 - 入院時食事療養費
 - 高額療養費
 - 出産費（家族出産費）
 - 埋葬料
 - 傷病手当金
- 等

長期給付（※）

本人及びその遺族に対する給付

- 厚生年金保険給付
 - 退職等年金給付
- 等

福祉事業

- 医療施設、宿泊施設の設置、経営
- 健康診査等の保健事業
- 貸付事業

20組合＋国家公務員共済組合連合会（KKR）

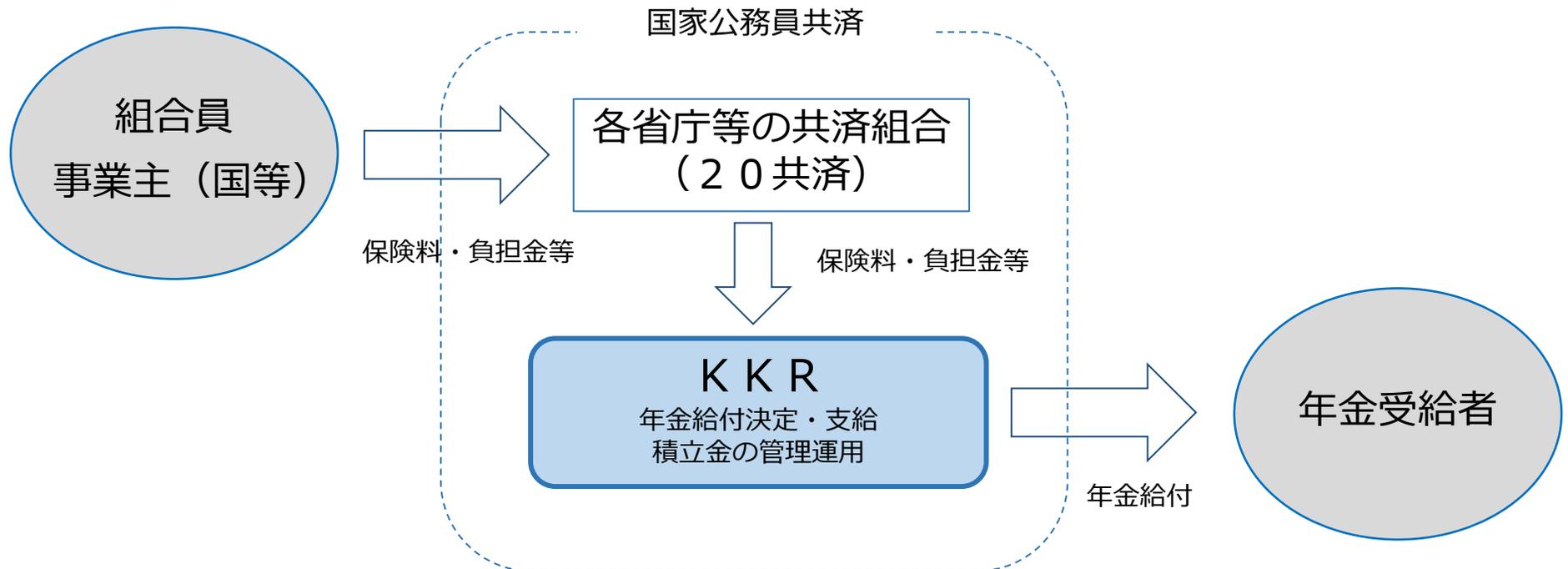
（※）国家公務員共済組合連合会（KKR）において実施

〔積立金運用の目的〕

- 積立金の運用は、積立金が厚生年金の被保険者（組合員）から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、被保険者（組合員）の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う（厚生年金保険法第79条の2）。

〔国家公務員共済組合連合会（KKR）の設立経緯〕

- 国家公務員の年金や福祉事業に関する業務を各省庁等の共済組合と共同で行うことを目的に設立。



- 平成27年10月の被用者年金一元化後の厚生年金の積立金については、GPIFが管理及び運用する積立金だけではなく、KKR、地共連、私学事業団といったそれぞれの管理運用主体の積立金も、共通財源として一元的に管理及び運用する必要があることから、共通のルールを設定。
- この共通のルールでは、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣が共同で「積立金基本指針」を策定し、さらに、各管理運用主体で、それぞれ基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」を作成することとなっている。
- KKRは、「管理運用の方針」において、積立金の運用の目的や基本的な考え方を策定。
- これらを踏まえ、KKRは、毎年度、事業計画を策定し、積立金を運用。

KKRの管理運用の方針

運用の基本的考え方

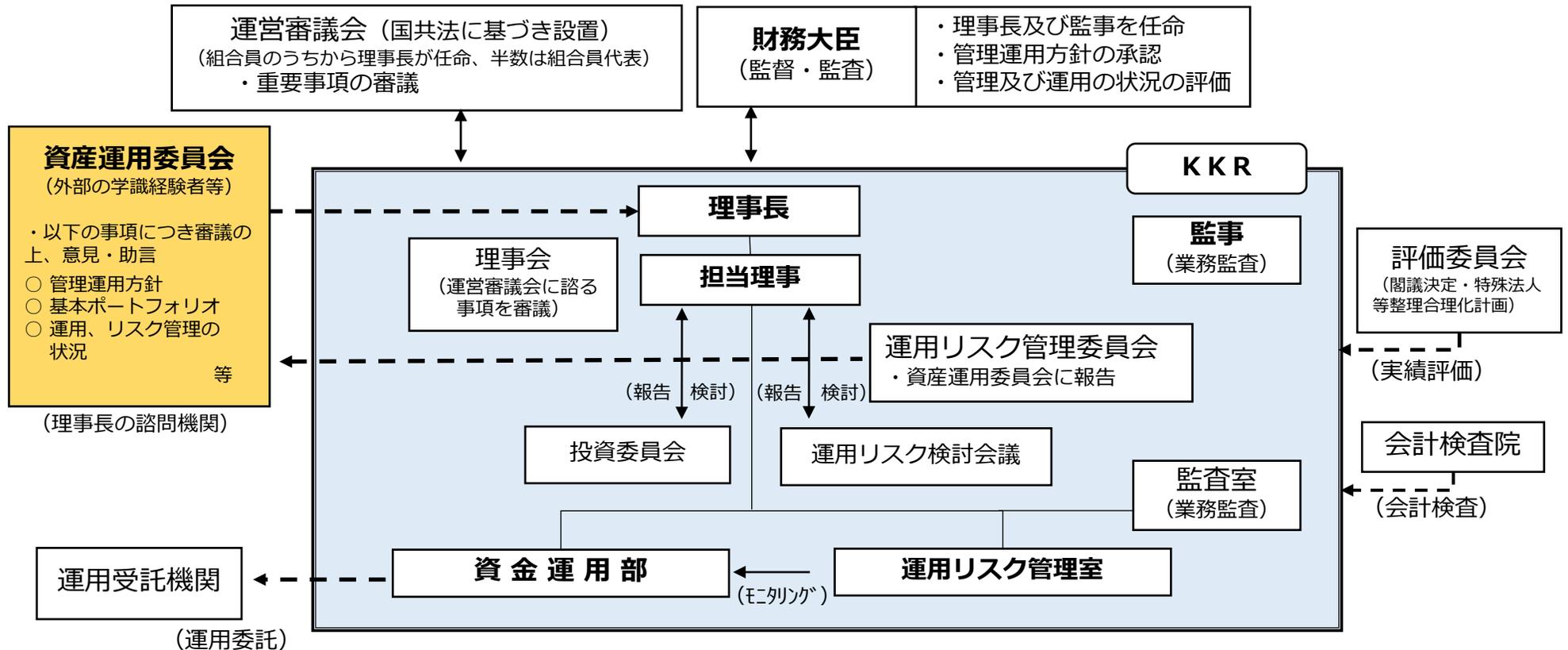
- 年金積立金は、将来の年金給付の貴重な財源であり、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用し、事業の運営の安定に資することを目的。
- 長期的な観点から、年金財政上、必要な利回りを最小限のリスクで確保することが基本。
- このために必要となる資産運用リスク管理を実施するとともに、責任投資を推進。

運用戦略

- 年金財政上、必要な利回りを最小限のリスクで確保するための資産運用の高度化の取り組みの実施。
- リスク管理態勢の強化・高度化に向けた取り組みの実施。
- 被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点からのESG投資の推進の取り組み。

- 資金運用部が、管理運用の方針に基づき、資金計画・投資計画の作成、運用委託先の選定・管理、自家運用資産の管理を実施。
- 資金運用部とは別に設置した運用リスク管理室が資産運用にかかるモニタリングを実施。さらに、監事が内部監査を実施。
- 外部の学識経験者で構成される資産運用委員会を設置し、年5回程度開催し意見を聴き助言を受ける。

管理運用に係るガバナンスのイメージ



- 積立金の管理運用にあたり、担当部門を設置し、プロの外部人材を採用。
- 運用資産の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等の資産運用リスクを踏まえ、リスク管理のための体制を構築。

① 資産運用体制・人材育成

- 資金運用部17名・4課体制（総括、ポートフォリオ管理、自家運用、伝統資産、オルタナ 等）。
運用リスク管理室 4名・1課体制（モニタリング 等）。
- 証券アナリスト等の資格取得支援や、専門分野の大学院への職員派遣を実施し、専門知識の習得に努め、高度な専門性を有する人材を育成。
- 専門的人材（外部の運用経験を有する者）を採用し、O J Tによる専門知識・運用ノウハウの継承。

② リスク管理体制

- 資金運用部から独立した運用リスク管理室を設置。運用リスク管理方針に沿って、基本ポートフォリオからの乖離の管理やベンチマークからの乖離の管理などの視点から、定期的なモニタリングを実施。モニタリング結果は、運用リスク管理委員会及び資産運用委員会へ報告。

- 国内債券の一部については自家運用を行う一方、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については運用受託機関に委託。
- オルタナティブ資産についても、運用受託機関に委託。

① 運用受託機関の活用

- 運用受託機関の運用技術、情報、ノウハウといった高度な専門性を活用。
- 運用受託機関の選定にあたっては、マネージャー・エントリー制（投資対象となる分野ごとに一定の条件（受託資産額、業務経験年数等）を満たす運用先候補を予め募集、登録を行い、委託先の追加や入れ替えを随時実施する仕組み）を導入。
- 運用受託機関の評価については、定性的評価及び定量的評価により行い、運用受託機関の見直しを随時検討。

② 運用受託機関の管理

- 運用受託機関に対し、運用スタイルの明確化、運用目標、運用対象資産の組入比率等、運用ガイドラインを提示。
- 定期的に上記ガイドラインの順守状況等について、モニタリングを実施。

- ・日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明しているほか、PRI署名を行う等、責任投資活動を実施。
- ・被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点からのESG投資の推進に取り組んでいる。

事例

① ESG要素の考慮

- ・委託運用について、全ての運用受託機関に対して、E S G要素も考慮するように要請。
- ・エンゲージメントの取組状況やE S Gの活用効果等について確認し、運用受託機関の評価項目の一つとしている。

② ESG投資

- ・各資産区分において、ESGファンドのマネージャーエントリーを受付（国内株式に採用実績あり）。
- ・外国債券運用において、国際機関の発行するグリーンボンド等を購入できるよう、運用ガイドラインを変更。

③ ESG推進活動

- ・気候関連情報の開示を促進すべく、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明。
- ・原則として、PRIに署名している運用受託機関を採用。

④ エンゲージメント

- ・運用受託機関に対して、人権問題への対応状況についてアンケートを実施。
- ・ダイバーシティ等について、運用受託機関自身の取組状況を確認。

- ・ 事業年度ごとに管理運用の状況について法令で定める事項を記載した業務概況書を作成し公表することを義務づけ（厚生年金保険法第79条の8）。
- ・ さらに、毎年度の運用受託機関別の運用資産額及び収益率、保有銘柄の状況や四半期ごとの運用実績等を公表し、対外情報発信・コミュニケーションを強化。

KKRにおいて対外情報発信している事項

- ・ 基本ポートフォリオ等の情報
- ・ 資産運用委員会の議事、議事要旨
- ・ 業務概況書（毎年度の運用実績）

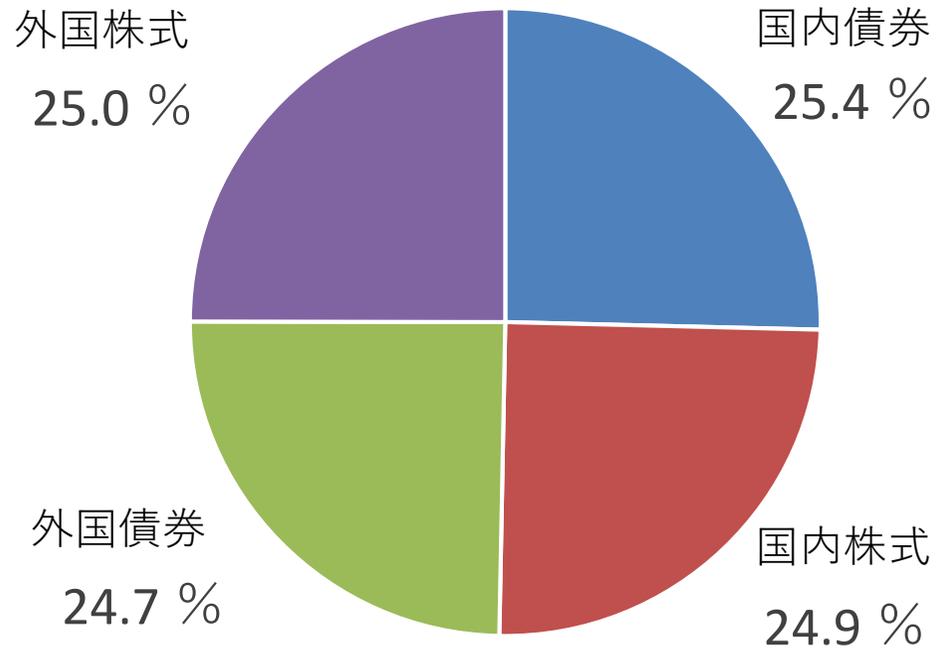
- | | |
|---|---|
| (1) 積立金の資産の額* | (9) 株式に係る議決権の行使に関する状況等* |
| (2) 資産の構成割合* | (10) 役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他の業務の適正を確保するための体制に関する事項* |
| (3) 積立金の運用収入の額* | (11) その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項* |
| (4) 共済独自資産による運用の状況* | (12) 委託手数料の状況 |
| (5) 積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項* | (13) 運用受託機関別運用資産額 |
| (6) 積立金の運用利回り* | (14) 運用受託機関別収益率 |
| (7) 積立金の運用に関するリスク管理の状況* | (15) 保有銘柄の状況 |
| (8) 運用手法別の運用の状況* | |

* 印は法令で公表することが定められている事項

- ・ 四半期ごとの運用実績（積立金の資産の額、資産の構成割合、運用収入の額、運用利回り等）
- ・ スチュワードシップ活動報告（毎年）

- 令和4(2022)年度における運用実績は、収益率が2.05%、収益額が1,682億円。
令和4(2022)年度末における積立金の資産額は8兆3,637億円。
- 過去5年間(平成30(2018)年度～令和4(2022)年度)における管理積立金の収益率の平均は5.67%、賃金上昇率の平均は0.66%であることから、実質的な運用利回りは4.98%。
長期的な運用目標は1.7%であることから、過去5年間における運用実績は、長期的な運用目標を上回っており、年金財政上必要な運用利回りを確保。
- 令和4(2022)年度末の資産構成は、各資産とも基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内。

1. 令和4(2022)年度末における資産構成割合



2. 資産区分別の積立金額の推移

